

○南会津町星空案内人育成事業補助金交付要綱

令和5年5月12日告示第60号

改正 令和5年12月22日告示第96号

(目的)

第1条 この要綱は、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付し、本町の星空の魅力や知識を伝える星空案内人の育成及び確保を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有する者
- (2) 町等が実施する星空イベント等において星空案内人として活動できる者
(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費の区分ごとに定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた額とする。
- 3 同一の補助対象者への補助金の交付は、当該年度内において補助上限額に達するまで交付することができる。
- 4 補助対象事業は、第5条に規定する交付決定の日から当該年度の3月末日までの期間に行うものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南会津町星空案内人育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に

掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 南会津町星空案内人育成事業補助金計算書（様式第2号）
- (2) 住所の分かる身分証明書の写し
- (3) 講座受講申込書等の写し
- (4) 講座受講料等が分かる資料の写し

2 前項による申請は、事業実施のおおむね14日前までに行うものとする。

（交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、速やかに南会津町星空案内人育成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（変更申請等）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ南会津町星空案内人育成事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業を中止しようとするとき。
- (2) 事業内容の主要な部分を変更しようとするとき。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認すると決定したときは、南会津町星空案内人育成事業補助金変更（中止）承認書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日又は当該年度の3月末日までに、南会津町星空案内人育成事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支実績書（様式第7号）

- (2) 講座受講料等領収書の写し
- (3) 受講したことが確認できる書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類
(補助金等の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を
確認の上、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知
を省略できるものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による実績報告と併せ、南会津町星空案
内人育成事業補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出を受けたときは、請求のあった日から30日以
内に補助金を支払うものとする。

(普及協力)

第10条 補助事業者は、町等が実施する星空イベント等に対して協力するよう
努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第96号)

この要綱は、公布の日から施行する。